

# 「金沢市動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）制定骨子案」に対する意見に係る金沢市の考え方について

## 1 意見募集期間

令和2年12月16日（水）～令和3年1月14日（木）

## 2 意見提出数

電子メール	F A X	合計意見者数	延べ意見数
8	3	11	37

## 3 項目別意見数（延べ数）

項目別	延べ意見数
野良猫の不妊去勢手術、餌やり等について	12
飼い主の遵守事項について	4
動物取扱業者への規制について	4
飼い主等への教育について	3
動物虐待について	3
犬猫の譲渡について	2
災害時の危機管理について	2
その他	7

## 4 意見の要旨と本市の考え方

### ○ 野良猫の不妊去勢手術、餌やり等について

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	市に野良猫に対する不妊去勢手術費用の助成制度があることを広く周知すべき。市が野良猫の不妊去勢手術等に対して支援していることをもっと広報すべき。	飼い主のいない猫への対策や不妊去勢の支援事業につきましては、本市ホームページや班回覧、チラシ等でお知らせしております。ご指摘を踏まえ、さらなる周知に努めてまいります。
2	野良猫に対する不妊去勢手術を浸透させるために市は広報すべき。野良猫の繁殖能力のすごさに負けているのが現状の姿であるから、広く市民に協力を求めるべき。	
3	飼い主のいない猫には、単純に餌をやるというのではなく、避妊去勢手術を実施し、一代限りの命を共存するという感覚を広げるべき。	
4	「飼い主のいない猫との正しい付き合い方」や、捕獲器の使用方法について、住民に丁寧に説明してあげてほしい。	

5	市の不妊去勢手術の助成金額が少なく、市民が残りの手術費用を支払うのは難しい。金額を大幅に引き上げるべき。	貴重なご意見として承ります。
6	市の助成金を利用した猫を対象に、餌代やトイレ設置に使用する日常生活費を市に出してほしい。	
7	ボランティアは手術費以外の病院代、餌代、ガソリン代は自腹なので、助成金だけでなく、避妊去勢手術自体を市が主導で実施してほしい。	
8	野良猫は必ず不妊去勢をするよう、野良猫の不妊去勢専門病院の設立に石川県獣医師会が積極的に協力すべき。	
9	公園等（市有地）にいる手術済の野良猫は、餌やりの申請をすれば、その場所の地域猫として認めてもらえるようにしてほしい。	

### ○ 飼い主の遵守事項について

No.	意見の要旨	本市の考え方
10	犬のリード着用徹底、自転車等に乗りにがらの散歩禁止の徹底。	<p>犬の係留義務に関しては、石川県の危害防止条例で規定されています。</p> <p>本市条例におきましても、犬の飼い主の遵守事項として明記するとともに、周囲に危害を与えるような飼養を行わないよう規定することを考えています。</p>
11	繁殖防止に加え、生殖器系の疾患の防止もできるため、繁殖を望まない際は避妊、去勢を義務化してほしい。	<p>法改正により、適正な飼養ができなくなる場合の犬猫の繁殖防止が義務化されています。</p> <p>本市条例におきましても、飼い主の遵守事項として、犬猫を含めた動物について、適正飼養や終生飼養に支障がある場合に繁殖防止措置を講ずるよう、規定することを考えています。</p>
12	脱走時や災害の際に速やかな返還ができるなど、重要な役割を果たすため、マイクロチップや迷子札装着を義務化してほしい。	<p>法改正により、令和4年度から、犬猫のマイクロチップ装着が犬猫販売業において義務化されます。</p> <p>本市条例におきましても、犬猫にマ</p>

		イクロチップや名札等により飼い主明示を行うよう規定することを考えています。
13	飼い主の遵守事項は飼い主へのお願い、努力ではなく、義務化してほしい。義務化することで改善させる率は高くなる。	貴重なご意見として承ります。

### ○ 動物取扱業者への規制について

No.	意見の要旨	本市の考え方
14	<p>現在、定期的に県外から来る生体移動販売では、感染症にかかっている子犬子猫が販売されているため、犬猫の移動販売が県外から来られないようにする体制が必要。</p> <p>来年度施行予定の動物愛護管理法改正が3年先送りと聞いたので、条例で移動販売業者への規制をしてほしい。</p>	<p>動物の販売業者は、販売する動物の健康状態を事前に確認した上で、販売に供することと法に定められています。販売店舗の形態に関わらず、同規定や、その他の基準についても遵守するよう、引き続き指導に努めてまいります。</p> <p>なお、来年度施行予定の改正法の中で、移動販売者等に係る生体移動後2日間以上の状態確認の規定につきましては、現在のところ当初の予定どおり、来年度6月施行の見込みとされています。</p>
15	<p>動物取扱業者に環境省令の数値規制を遵守させてほしい。とくに繁殖業者は閉じ込め飼養も多いので虐待繁殖を防ぐことが急務である。</p>	<p>今月公布予定の環境省令の数値規制につきましては、市内動物取扱業者に対し、事前にその概要を周知しています。省令が公布されましたら、再度その詳細について周知し、遵守するよう指導してまいります。</p>
16	<p>動物取扱業者に対する環境省令の数値規制を飼い主、飼い主になろうとしている市民に知らせてほしい。動物を飼う側は繁殖業者が虐待繁殖をしていると知らないため、保護犬猫を選択することや、優良ブリーダーを調べて買うことにつながり、虐待繁殖が減る。</p>	<p>優良な事業者を選択することは大切であると考えております。環境省の数値規制につきましても、公布後に本市ホームページに掲載し、動物愛護や適正飼養についての意識の啓発に努めてまいります。</p>

## ○飼い主等への教育について

No.	意見の要旨	本市の考え方
17	ペットショップ等から犬猫を迎える際、専門家を一時的に派遣する、相談窓口を設置して飼い方をレクチャーするなど、捨てられないようにして終生飼養を目指してほしい。	動物の販売業者は、購入者に対し、動物の飼い方を含めた18項目の説明を対面にて行った上で販売することと法に定められています。 本市条例におきましても、適正飼養、終生飼養のため、動物取扱業者に対し、動物購入者等に飼養方法等を説明し理解させるよう規定するほか、飼い主に対しては、飼い主の遵守事項を規定し、飼う前に動物について理解するよう規定することを考えています。
18	ペットショップで動物を購入する際の飼い主への教育を義務化してほしい。飼育方法や年間の諸費用についての教育、しつけ教室の出席などを義務化し、命への責任感と終生飼育の重要性を理解してもらうことが必要である。	適正飼養、終生飼養のため、本市条例に飼い主の遵守事項を規定することを考えています。 また、本市主催のしつけ教室や、本市公式ホームページ、班回覧、チラシ等を活用し、市民に広く周知されるよう努めてまいります。
19	動物愛護、適正飼養について市民の教育を頻繁に行う。悪意なく不適切な飼養を行っている飼い主が多いため、正しい情報の共有が必要。SNS や公共施設へのチラシ設置もよい。	適正飼養、終生飼養のため、本市条例に飼い主の遵守事項を規定することを考えています。 また、本市主催のしつけ教室や、本市公式ホームページ、班回覧、チラシ等を活用し、市民に広く周知されるよう努めてまいります。

## ○動物虐待について

No.	意見の要旨	本市の考え方
20	動物虐待を取り締まるアニマルポリスを設置してほしい。虐待を疑う場合、アニマルポリスに対象動物を保護する権利を与え、飼い主から剥奪し、新たな飼い主を探すことが必要である。	動物虐待に関しては、法改正により、獣医師による通報の義務化、罰則の強化、具体的な例示の追加がされています。 また、虐待事案が確認された場合は、国の通知に従い、警察とも連携した上で、適切に対応してまいります。
21	動物虐待が確認された際に強制的な対応を市が行える条例にすることを求める。ネグレクトを行う飼い主は自分の所有物に口出しするなど、「所有権」を主張することが多いため、所有権を強制的に放棄させ、犬猫を保護することが重要である。	動物虐待やネグレクトの判断につきましては、国の通知や動物の虐待事例調査報告書等を参考に判断し、必要に応じて国や獣医師の助言を得るなどして対応することとされています。
22	動物虐待、ネグレクトについて具体的な数値を取り入れることを求める。行政の判断基準が異なり、地域により助けられる命に差がある。取り締まりをスムーズに行うために必要。動画等の証拠がある	動物虐待やネグレクトの判断につきましては、国の通知や動物の虐待事例調査報告書等を参考に判断し、必要に応じて国や獣医師の助言を得るなどして対応することとされています。

	<p>場合は速やかに立入り、警察へ通報が必要である。</p>	<p>また、虐待事案が確認された場合は、国の通知に従い、警察とも連携した上で、適切に対応してまいります。</p>
--	--------------------------------	--

### ○ 犬猫の譲渡について

No.	意見の要旨	本市の考え方
23	<p>市が収容した犬猫の譲渡の推進にSNSを利用すること。ホームページやインスタグラム、ツイッターの方が多くの人目にとまり、効率よく譲渡可能である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。必要に応じて、SNS等の媒体も活用してまいります。</p>
24	<p>保護猫の譲渡に関する情報並びに譲渡会の開催数を増やすことが必要。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

### ○ 災害時の危機管理について

No.	意見の要旨	本市の考え方
25	<p>飼い主はペットとの同行避難について、災害時にどのように連れ出すか考えておくべきである。</p>	<p>日頃から災害に備えておくことは重要であると考え、本市条例においても、災害への準備について規定することを考えています。</p> <p>ペットの災害対策として必要な準備等につきましても、本市公式ホームページや班回覧、チラシ等により、市民への周知に努めてまいります。</p>
26	<p>災害時の動物と同伴可能な避難所を設置してほしい。大切な家族である犬猫と同伴避難が認められなければ避難しないという可能性があり、人間と動物の尊い命を守るために必要である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

### ○ その他

No.	意見の要旨	本市の考え方
27	<p>条例に市の施策として身体障害者補助犬の支援について明記してほしい。市は福祉的観点から補助犬への狂犬病予防法関係手数料の減免をしているので、条例で補助犬の養育支援を明記すれば、市民の補助犬に対する理解促進につながる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。補助犬に対する理解促進については、福祉部局と連携し、ホームページ等を通じてさらなる周知に努めてまいります。</p>

28	不適切な飼養の抑止力となるよう、条例に違反した場合には罰金刑にすべき。	犬による危害防止に関する事項は、県の危害防止条例に、それ以外の事項は法の規定に従い、罰則が適用されま す。
29	簡単に誰でも命を買ってしまう様な状況でなく、命を軽視せず大事にする世の中となるよう、ペットショップで誰にでも売るのはやめ、外の猫たちを優しく見守り、共存していくような条例にしてほしい。	貴重なご意見として承ります。本市では、動物の命は尊いものであるとの基本理念に基づき、市民と動物が共生する社会の実現を目指し、条例制定を進めております。
30	動物愛護管理センターには動物好きで、動物に詳しい職員やボランティアを配置してほしい。	貴重なご意見として承ります。本市では、動物愛護管理員として獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者を配置しております。
31	警察署において、犬猫を落とし物扱いではなく、命あるものと意識して扱ってほしい。愛護団体等が引取りに来た時に規則を理由に断るのではなく、面会や譲渡を希望する。瀕死の状態で保護された場合も獣医師に見せるなど、見殺しにしないでほしい。	貴重なご意見として承ります。
32	市民は本気で動物のことを考えている、動物が幸せに過ごすため、意見を少しでも条例に反映してほしい。	
33	犬猫の殺処分ゼロは素晴らしいと思うが、実際はボランティア頼みである。	